

ることとし、大蔵省の臨時貴金属処理部を廃止することといたしましたのでございます。

審議会につきましては、十六要求があつたのでござりまするが、そのうち必要なものの八を認め、任務を終了しましたもの四を廃止することといたしております。これらの詳細につきましては、資料を配付いたしたいと存じます。

特殊法人につきましては、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわせるべきか、あるいは公団、事業団等の特殊法人をして行なわせるべきか、またとのより特殊法人を設立することが組織管理全般の見地から適当であるかどうか、検討を十分にいたしまして、要求十六に対しまして、二日に配付をいたしました資料にござりますように、七を認めるこ

とにいたしておるのでござります。

次に、定員の関係について申し上げますと、定員につきましても、行政の簡素、合理化を進め見地から、かねてより増加は厳に抑制することとしておるととは申すまでもないところでありま

して、昭和四十年度の審査にあたりましても、嚴格に臨んだつもりでござります。

その結果、今国会におきまして各省庁の設置法改正に織り込んで増員をお願いをいたしておりま

すのは六千七百四十五名と相なったわけでありま

すこととなつておるものを持めますと、行政機関といたしましては一万三千八百七十八名の増ございまして、三十九年度の増員に比較いたしますと、法律定員の増におきまして三百四十八名少な

く、政令定員を含めた総数の増加では、二百九十八名少なくなつておるわけでござります。この一万三千八百七十八名の増の内訳につきましては、別途お手元に資料を配付をいたしておりますが、ここ数年来と同様に、郵政事業その他五現業團体、國立学校の関係並びに防衛府関係の増員で一万二千五百名、すなはち全体の九割弱に達しておりまして、残りの千七百名余りの者もおおむね試験研究機関その他の現場的な分野における真にや

むを得ないものの増に限つたのをごぞいます。

なお、この機会に御説明申し上げておきたいと思ひまするが、御承知のように、政府におきましては昨年九月四日に閣議決定をいたしまして、政府職員の欠員の補充を規制することを実施をいたしました。四十年度の定員査定しておるわけでござります。

にあたりまして、この措置により補充を認めないことといたしました欠員の一部を増員に振りかえるという措置をとりました。政府職員全体としての増員は、極力抑制をいたすこととしたのでござります。

以上、簡単でございますが、機構、定員等について御説明を申し上げる次第でござります。

この増員は、極力抑制をいたすこととしたのでござります。

以上、簡単でございますが、機構、定員等について御説明を申し上げる次第でござります。

○河本委員長 治自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。

吉武自治大臣。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一

号)の一部を次のよろに改正する。
第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行することといたします。

といたしましては、この法律は、昭和四十年十月一日から施行することといたします。

この法律は、昭和四十年十月一日から施行することとなつておるものを持めますと、行政機関といたしましては、この法律は、昭和四十年十月一日から施行することとなつておるものを持めますと、行政機関

といたしましては、この法律は、昭和四十年十月一日から施行することとなつておるものを持めますと、行政機関

深い者を海外に常駐させる必要があると考え、自治省の定員一名を、在外公館の要員として、外務省に移しかえることといたしましたのであります。

この結果、自治省の定員は現在五百十一人であります。五百十人となります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申しあげます。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一条第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に改める。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第一條第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第五条 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二号)の一部を次のよろに改正する。

第二条第三項中第十一号の二及び第十一号の三を削り、第十一号の四を第十二号の二とす。

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案

○河本委員長 憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。

第一條 憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一條 憲法調査会法の廃止及び臨

○河本委員長 題旨の説明を聽取いたします。竹下内閣官房副長官。

○竹下(登)政府委員 ただいま議題となりました憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

憲法調査会は、憲法調査会法によつて設置され、同法第二条の規定によりまして、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告することを、その任務とされたのであります。翌三十二年発足以来、七ヵ年にわたつて調査審議を行ないまして、昨年七月三日、その結果をとりまとめました憲法調査会報告書を確定いたし、これを内閣及び内閣を通して国会に提出いたしました。

これによりまして、同調査会の任務は終了いたし、このほど事務局における残務の処理も完了いたしましたので、調査会の設置を定めております憲法調査会法を廃止するとともに、同法並びに昭和三十九年八月三十一日限り失効した臨時司法制度調査会設置法及び同年九月三十日限り失効した臨時行政調査会設置法の関係法律を整理するため、これらの関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

○河本委員長 次会は、来たる十一日前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

昭和四十年二月十二日印刷

昭和四十年二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局